

～功績をたたえて～



町スポーツ推進委員である松本達也委員が、北海道スポーツ推進委員協議会から表彰され、10月19日、南條宏教育長が表彰状を伝達しました。松本委員は、スポーツ推進委員を8期16年務めたほか、町スポーツ少年団本部の部長として、町のスポーツ振興と健康の増進に貢献。また、栗山町剣道連盟の事務局長も併任し、少年団の指導などに尽力してきたことから、今回の表彰が決まりました。

町スポーツ推進委員表彰



令和2年度北海道社会貢献賞の伝達式が、10月20日、総合福祉センター「しやるる」で行われ、民生委員児童委員を21年務めた、榎本孝子委員と、後藤忠弘元委員が受賞されました。また、厚生労働大臣特別表彰と、全国民生委員児童委員連合会会長表彰も伝達され、元委員の丸山紘司さん、佐藤恵子さん、後藤忠弘さん、角田伸慶さん、島武美さん、荒木靖允さんの6人が受賞されました。

北海道社会貢献賞



令和2年度交通功労者・優良運転者等表彰式が10月23日、カルチャープラザ「Eki」で行われ、長年、交通安全運動に従事した方や、優良運転を30年以上続けた方に対し、北海道警察本部長や北海道交通安全協会長などから伝達。栗山のほか、由仁町、南幌町、長沼町から15人が出席し、表彰を受けました。

交通安全功労者等表彰

まちの駅 栗夢プラザ

11月のイベント

栗山町菊花展

11月1(日)～3(日)祝、5(日)休

大好評！手打ちそばの日（毎週金曜日開催）

11月6日・13日・20日・27日 11:00～

※30食限定でなくなり次第終了となります。



【問い合わせ】

まちの駅「栗夢プラザ」
☎ 73-5515 Fax 73-5535
開館時間 10:00～17:00
休館日 毎週水曜日・年末年始



WEBまおしはまちの駅
https://www.kuriyama-jc.jp/

保育所・認定こども園・児童クラブ

令和3年度 入所申込受付開始

令和3年度に新たに保育所・認定こども園・児童クラブに入所を希望する児童の申し込みを受け付けます。

◆受付期間
11月2(月)～30(日)
11月2(月)～30(日)
◆提出先・問い合わせ
町福祉課福祉・子育てグループ（窓口⑤番）
☎ 73-2222
※入所申込書などは提出先で配布しています。

【表1】町内の保育所

保育所名 (経営主体名)	住所・電話番号	定員	受入年齢
継立まつば保育園 (学校法人 松田学園)	継立 176 番地 29 ☎ 75-2032	30 人	生後 9 週～
マロンキッズ保育園 (学校法人 松田学園)	朝日 3 丁目 115 番地 20 ☎ 76-7258	19 人	生後 9 週～ 3 歳未満

【表2】町内の認定こども園（2・3号）

園名 (経営主体名)	住所・電話番号	定員	受入年齢
栗山いちい認定こども園 (社会福祉法人 水の会)	中央 3 丁目 309 番地 5 ☎ 72-1572	90 人	生後 9 週～
幼保連携型 栗山めぐみこども園 (学校法人 栗山立正学園)	錦 2 丁目 62 番地 ☎ 72-4914	25 人	満 1 歳～

【表3】町内の児童クラブ

クラブ名（地区名）	定員	開設時間
にじのご児童クラブ1組(栗山)※	40 人	【月～金曜日】 下校時～18:30 【土曜日、夏・冬休み、学校休業日】 8:00～18:30
にじのご児童クラブ2組(栗山)※	40 人	
マロンキッズ児童クラブ(朝日)	20 人	
どんぐり児童クラブ(角田)	20 人	
かぜのご児童クラブ(継立)	20 人	

※栗山地区児童クラブ利用希望の場合は、定員を超えると待機になる場合があります。

保育所(表1) 認定こども園(表2)

◆入所条件

次のいずれかの理由で保護者および同居の親族の方が家庭でお子さんを保育できない場合

- ① 就労（フルタイム・パート・自営）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者や同居者の疾病・障がい

④ 就職活動 ⑤ その他

◆保育時間

○標準時間
午前7時半～午後6時半
(就労時間が月120時間以上の方)

○短時間
午前8時半～午後4時半
(就労時間が月64時間以上120時間未満の方)

◆申し込みに必要な書類

① 入所申請書(町様式) ※第3希望まで必ず記入してください。

※入所希望の多い保育所・認定こども園は利用調整を行いますので、第1希望の保育所・認定こども園に入所できない場合があります。

② 雇用証明書または、保育が必要な理由を確認できる書類

※育児休明けの方は育児休業期間のわかる書類を添付してください。

◆保育料

4～8月は令和2年度、9～3月は令和3年度の住民税額により算定

◆児童クラブ(表3)

◆利用条件
昼間、保護者が仕事などでいない家庭の小学1～6年生の児童が対象

◆申し込みに必要な書類
① 児童クラブ利用申込書
② 雇用証明書
③ 令和2年度の住民税課税(非課税)証明書
※令和2年1月1日に栗山町に住民登録のない方はみです。

◆利用料
令和2年度の住民税額により、5段階に分かれています。

※傷害保険料は別途負担になります。